

Vol.89 行政連携 黒田 実交野市長インタビュー



▼REGISTRATION
1470310421

Profile

交野市長 **黒田 実** 氏

昭和44年7月13日 奈良市生まれ

ヴィアートル学園洛星高等学校卒業

京都大学農学部中退

平成15年10月 交野市議会議員に初当選

平成19年10月 交野市議会議員に当選(2期目)

平成20年9月 交野市議会副議長に就任

平成23年10月 交野市議会議員に当選(3期目)

平成24年9月 交野市議会議員に就任(第42代目)

平成26年9月 交野市長に就任

平成30年9月 交野市長に就任(2期目)

Katano City Data

【交野市の概要】

人	□	77,616人 (令和元年10月末日現在)
総世帯数		32,722世帯 (令和元年10月末日現在)
面積		25.55km ²
一般会計予算		258億3009万円 (平成31年度)

about Interview

【日時】令和元年11月27日(水)午後3時~午後4時30分

【場所】交野市役所2階応接室

【聞き手】川村和久(大阪弁護士会副会長)

森本 宏(行政連携センター運営委員会委員長)

余田博史(行政連携センター運営委員会副委員長)



交野市のPR

—— まず、交野市の特徴やPRを教えてくださいませんか。

交野市は、南北6.8km、東西5.4kmのコンパクトなまちで、京都・大阪・奈良のちょうど中間あたりに位置しています。交通網も充実しており、毎日の通勤・通学のみならず、行楽などの起点としても便利です。

市域の約半分が山地で、里山や農地に囲まれた自然の豊かなところ。主な水道水源は地下水で、最新の浄水設備で美味しい水に仕上げ、市内全域に供



給しています。地下水100%で作っている交野の水「星のしずく、きらり☆」が2019年度モンドセレクションで最高金賞を受賞しました。

歴史も非常に古いまちで、万葉の歌にも登場します。まちなかには東高野街道という京の都から高野山までの街道が走っており、平安時代には公家の人たちがこのあたりで狩りをしていて、「交野が原」というような呼び方をされていた時代もあったようです。

市長選への立候補

—— 黒田市長が市長選に立候補された動機について教えてくださいませんか。

私は平成15年から市会議員を務めていました。3期目の任期途中で市長選に挑戦いたしましたが、大きな

背景としては、他の自治体も抱えるような、少子化、高齢化、人口減少の問題や、公共施設の老朽化、財政の困窮にあります。無投票選挙も予想された中で、このまま議論もされずにこれからのまちづくりが進んでいいのか、といった思いがあったことから、市長選挙に立候補しました。

市政への取組

—— 交野市が抱えている課題と、今後、特にこれは取り組みたいと考えておられることや、市長の描かれる政策について、教えていただけますか。

市が掲げる課題の解決とまちの魅力を高める重点的な取組のため、5つの政策の柱とそれを着実に進めていくための行財政運営を「市長戦略」として掲げています。

政策の柱の1つ目は、「子どもが元気に成長する環境づくり」です。これは、少子化対策、子育て支援、教育の充実ということです。交野市独自で保育料の無償化と副食費の免除対象者の拡大を実施しています。また、小学校全学年で35人以下の少人数学級クラスを導入し、きめ細かな授業と、子どもたちをしっかり見守る体制をとっています。

2つ目は、「支え合う健康・福祉のまちづくり」です。高齢化も進んでおり、2025年には団塊の世代がいよいよ75歳に到達します。そこからが本当の意味での高齢化社会のピークになってきますが、健康でいることが大事ですので、健康への取組を重要視しています。

3つ目は、「みんなで安全・安心なまちづくり」です。昨年、大阪は北部地震、台風21号等で被災しており、今年も各地で自然災害が発生しています。これからの自然災害対策、そして防犯等々も含めて、安全安心に住めるまちでなくてはなりません。

4つ目は、「地域の活力と雇用を生む基盤づくり」です。交野市は、平成29年、30年と続けて転入が転出を上回っている「転入超過」の状況です。「転入超過」は全国で3割のみです。人口が流出せず、若い世代がしっかりと根づくまちにしていかななくてはなりません。現在、星田駅から第二京阪道路にかけての広大な46ヘクタールの土地で土地区画整理事業を進めており、将来的には、2,000人～3,000人規模のまちができることを

期待して、まち開きに向けたインフラ事業を進めています。

5つ目は、「未来へつなぐ環境づくり」です。先人たちが築き上げてきた歴史・文化・自然を次世代に引き継ぎ、持続可能なまちを創造していけるよう、土地利用やまちづくりに関しての指針である「都市計画マスタープラン」等の行政計画において、しっかりと市の考えを示していきたいと考えています。

弁護士を必要とする場面

—— これまでの市議会議員あるいは市長としてのご経験から、弁護士を必要とする分野としてどのようなものがありますか。

私が市長に就任した平成26年当時、前市長時代から引き継いでいた訴訟がありました。訴訟の概要は、お子さんが病気か障害をお持ちの方が、何らかの支援はないかという相談のため福祉の窓口に来られたときに、市の職員が「市にはそういう制度はないです」といった回答をし、大阪府には支援制度があるといったアドバイスをしなかったことについて責任を問われたものです。地裁では市が勝訴したのですが、高裁では敗訴しました（大阪高裁平成26年11月27日判決・判時2247号32頁）。最高裁に上告するかどうか議論になったのですが、これ以上不毛な争いを続けても何の意味もないし、大阪府の制度について説明すべきであったという高裁の判断・指摘はもっともなことであると強く感じましたので、最終的には私の政治的判断で、上告を断念しました。

そして、相手方の弁護士を通じてご本人への謝罪の場を設けていただき、謝罪をいたしました。その席上で、ご本人からは、「もう、このようなことはなくして欲しい」と言われたことが強く印象に残っておりまして、このことが任期付職員を採用する大きなきっかけになりました。

住民福祉の増進は地方自治の本旨です。市民との接点はどの部署にもあり、その対応の仕方として、まずはきちんと人の話を聞く、何を言いに来ているのかをしっかり受けとめる、ということが職員の大前提です。それができなければ、結果としてどのような不幸な事態に陥るのかということも理解していなければなりません。仕事

をやりながらきちんとリスク管理も含めて身につけていかなければいけないと思って、弁護士を任期付職員として採用したいと考えるようになりました。

任期付職員の採用

—— 交野市では、平成29年に村手香織弁護士を任期付職員として採用されています。任期付職員として弁護士を採用された経緯や採用に際しての苦労などについて教えてください。

市政の政策実現及び課題解決のためには、法的なアプローチが必要不可欠となります。そのため、職員の法務能力向上が急務となっており、職員向けの研修や日常業務で起こる様々な課題を任期付職員の弁護士と協力しながら解決し、その経験の中から職員の法的思考能力を高め、自ら法的問題点を発見し、解決する職員を育成することが求められています。

その他、リスク管理等の内部統制の取組や、行政不服審査などの対応における専門知識や経験などが求められる中で、任期付職員の採用を行う運びとなりました。

先ほど申し上げた私自身の経験があって、職員の法務能力向上のためには、単なる研修やワンポイントでのアドバイス程度では駄目で、日常の業務の中で起こる様々な事象と一緒に考えて法務能力を向上させるためには常勤の任期付職員弁護士が必要という思いが強かったです。

採用にあたり、弁護士の募集方法が分からなかったり、募集をしても応募がなかったりしたことから、大阪弁護士会に協力を依頼し、弁護士会館で説明会も開催していただきました。

採用に際しては、本市としては任期付職員として弁護士を採用することが初めてであったこともあり、本市にとってどのような経験を持っておられる弁護士がよいのかなどを検討して、慎重に見極めて決定したところです。



—— 任期付職員の職務の内容や、採用して良かったと思われる点について、教えてください。

行政不服審査に係る審理員や、法や判例、地方自治における法的問題点等の解説、クレーマー研修やセクハラ研修などの職員研修の実施といったことがあります。また、個別には、各部署の職員の法律相談も行っていただいていますし、リスク管理等の内部統制制度の構築にも取り組んでいただいています。案件が訴訟ということになりますと、それについて対応いただきますが、顧問弁護士もおりますので、比較的軽微な場合だと任期付職員の弁護士に対応いただき、大きな案件に関しては顧問弁護士とタッグを組んで法的に対応しているという状況です。

採用して良かった点は、これまで以上に職員が自ら課題を見つけ、解決方法を探して、業務に取り組むようになったことがあります。任期付職員の弁護士には、しっかりと冷静な判断で、時には住民の視点も持って、指摘いただいております。

任期付ですから任期はありますが、市の組織もまだまだいろいろな課題を抱えておりますので、継続していかなければなりませんし、継続することによって、自治体職員のレベルアップにつながると考えています。また、自治体内の様々な事象に対しての法的な対応について実地で経験を積んでいただく弁護士が多くなれば、自治体と弁護士との連携もさらに充実してくると思います。

—— 採用した弁護士と外部の弁護士との役割の違いについて、どのようにお考えでしょうか。

任期付弁護士を採用する前までは、軽易な案件についても顧問弁護士へ相談していましたが、軽易な相談については、任期付弁護士に相談し、問題解決をスムーズに行うことができるようになり、訴訟案件及び訴訟に発展する可能性がある重大な案件については、任期付弁護士とともに顧問弁護士への相談をすることとしています。

任期付弁護士の任用に係る費用対効果を考慮し、軽易な訴訟・調停案件については、指定代理人として任期付弁護士を活用することもあり、今後も活用していきたいです。

—— 交野市では、任期付職員として弁護士を採用したこと以外に、どのような場面で弁護士を活用されておられるのでしょうか。

顧問弁護士、各種審議会等の委員、市民法律相談、研修の講師などをお願いしています。

弁護士会との連携

—— 自治体の業務に弁護士を必要とする分野や場面はどのようなものがあるのでしょうか。

市政の政策実現及び課題解決のためには、法的なアプローチが必要不可欠であり、法令・条例の解釈や違法性に関する相談であったり、また、訴訟時の対応・助言等をいただいております。特に契約案件や土地の問題が多いものの、特定の分野というよりも、行政全般において必要としていると考えられます。

—— 大阪弁護士会では、行政連携センターを発足し、行政連携の「お品書き」を提供しています。このような弁護士会の取組についてどのように感じになりますか。

今年度、大阪弁護士会のご協力のもと、講師として弁護士の先生に依頼して、不当要求・行政対象暴力に対する対応研修を実施しましたが、来年度以降も実施



▲左から、川村和久副会長、黒田実市長、村手香織弁護士(任期付職員)、森本宏委員長、余田博史副委員長

する予定です。

近年、反社会勢力の活動は、巧妙化しており、行政に対して不当な要求をする事例が後を絶ちません。また、業務を遂行するうえで、不当要求・行政対象暴力等に苦慮する事例もありますことから、本市におきましても、行政対象暴力・不当要求・行政クレーム対応の各種の取組を更に進めていくために、行政対象暴力・不当要求等の対応に精通された弁護士の先生の知見を本市の業務に生かしていきたいと考えています。

—— 弁護士や、大阪弁護士会の自治体との連携の取組について、期待することはありますか。

行政におけるどの分野におきましても、法的な視点を持った取組が必要となる中で、様々な分野で経験や知識が豊富な弁護士のご協力が必要となる場面もあると思います。

内部に弁護士がおりましても、特に専門的な分野においては外部の弁護士に協力を依頼する必要性は高く、そのような場合に、こういった行政のニーズを汲んだ弁護士会の取組は各自治体にとってありがたい取組だと思いますし、今後も行政と連携できる分野が広がっていけば心強いと思います。

—— 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先
大阪弁護士会行政連携センター

電話 06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)